



藤井寺市地域防災計画 概要

令和 3 年 3 月

(令和 6 年 月一部運用変更)

目 次

第1編 総則	1
第2編 災害予防対策	5
第1章 防災体制の整備	5
第2章 地域防災力の向上	7
第3章 災害予防対策の推進	8
第3編 自然災害応急対策	10
第1章 活動体制の確立	10
第2章 情報収集伝達・警戒活動	10
第3章 消火・救助救急・医療救護	11
第4章 避難行動	11
第5章 交通対策、緊急輸送活動	12
第6章 二次災害防止・ライフライン確保	13
第7章 被災者の生活支援	14
第8章 社会環境の確保	15
第4編 事故等災害応急対策	17
第5編 災害復旧復興対策	18
第1章 生活の安定	18
第2章 復興の基本方針	18
付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応	19
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	20
資 料	
災害時用臨時ヘリポート一覧表	22
市災害医療センター	22
広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表	23
藤井寺市域における防災拠点一覧表	24
避難場所等一覧表	25
藤井寺市における緊急物資集積場所	28
応急仮設住宅建設予定地一覧表	29
ボランティアセンター	29
遺体安置所一覧表	29

藤井寺市地域防災計画の概要

第 1 編 総則

第 1 節 計画の目的

藤井寺市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第 4 2 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づき、藤井寺市（以下「市」という。）の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の内容

本計画の構成及び内容は、次のとおりとする。

構 成	内 容
第 1 編 総則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。
第 2 編 災害予防対策	災害の発生及び拡大を予防する対策、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応できる防災活動全般について定める。
第 3 編 自然災害応急対策	地震、風水害等の自然災害が発生するおそれのある場合の警戒活動、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策について定める。
第 4 編 事故等災害応急対策	鉄道災害、道路災害、危険物等災害、市街地災害に係る応急対策について定める。
第 5 編 災害復旧復興対策	市民の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定める。
付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応	東海地震の警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置等について必要な措置を定める。
付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める。
資料編	市及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第3節 災害の想定

本市において発生が予想される災害は、次のとおりである。

なお、大阪府（以下「府」という。）の南海トラフ地震による被害想定では、本市には津波被害がないため、地震による津波災害は想定しない。また、気象庁が発表する大雨警報の土砂災害の発表対象にはなっていないため、大雨による土砂災害も想定しない。

○自然災害

1 地震災害

- ①生駒断層帯地震（直下型） ②南海トラフ地震（海溝型）

2 風水害

- ①台風・大雨

○事故等災害

1 鉄道災害

2 道路災害

3 危険物等災害

4 市街地災害

第4節 防災の基本方針

第1 計画の理念

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的な施策である。

市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらすおそれが明らかとなったことを踏まえ、市域の災害対策を進めてきた。また、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、さまざまな自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく必要がある。

しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、防災の基本理念として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

<防災の基本理念>

「減災」の考え方ー被害の最小化、迅速な回復

- ① 人命確保を最優先する
- ② さまざまな対策を組み合わせ、災害時の影響を最小限にとどめる
- ③ 市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、国、公共機関、地方公共団体、事業者、ボランティア、市民等が一体となった防災の取り組みを行う
- ④ 災害対策の各段階（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）において、計画的に災害対策を進めていく

第2 災害対策の基本方針

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、科学的な研究成果とさまざまな経験に基づいて検討し、ハード・ソフト対策を「適切に組み合わせて一体的に」講ずることにより効果的な災害対策を行うことや、災害対策全般について絶えず改善を図るものとする。

また、災害対策に当たっては、国、地方公共団体及びその他の公共機関それぞれが、防災計画や相互の応援協定等に基づき、適切に役割分担し、相互に連携協力するとともに、本市においても全庁的な取組として各所管が適切な役割分担のもと対応していくものとする。

加えて、災害に対処することは、「公助」はもとより、「自助」や「共助」なくしては、困難であることから、実現に向けて市民と行政が一体となり、取組むことが望まれる。

①災害予防段階－周到かつ十分な対策

②災害応急段階－迅速かつ円滑な対応

③災害復旧・復興段階－適切かつ速やかな対応

なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の観点を踏まえながら取組んでいく。

SDGs(Sustainable Development Goals)

2015年9月に国連で合意された“全世界全ての人たちが”“持続的に”“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標です。



第5節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

市、**大阪南消防組合**(以下「消防組合」という。)、府、羽曳野警察署(以下「警察署」という。)、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

次の各機関の基本的責務や防災に関して処理する業務について定めている。

- ・藤井寺市 ・**大阪南消防組合** ・柏羽藤環境事業組合 ・大阪府
- ・大阪府警察本部(羽曳野警察署) ・指定地方行政機関(国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所、大阪管区气象台 等) ・自衛隊(陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊) ・指定公共機関及び指定地方公共機関(藤井寺郵便局、各ライフライン事業者、大和川右岸水防事務組合、大阪広域水道企業団 等) ・その他公共的団体(市区長会(自主防災会ネットワーク)、藤井寺市社会福祉協議会 等) ・その他、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

第6節 市民、事業者の基本的責務

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力してさまざまな防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民の役割

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

第2 事業者の役割

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第2編 災害予防対策

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制

市、府をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第2節 情報収集伝達体制

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から、大規模停電時を含めた通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

第3節 消火・救助救急体制

消防組合は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の整備、広域消防応援体制の整備等を実施する。

市は、消防組合と連携して、出火防止・初期消火等の防火思想の普及や消防団設備等の整備を実施する。

第4節 災害時医療体制

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施等、救急医療活動の支援体制の整備等に努める。

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第5節 緊急輸送体制

災害発生時に救助救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第6節 避難受入れ体制

市は、災害から市民を避難させるため、指定避難所、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなど体制の整備に努める。さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備等を進める。

第 7 節 緊急物資確保体制

市及び府は、災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。市民・事業所に対しては、平素から水や食料、生活必需品について最低限の備蓄を促進する。

第 8 節 ライフライン確保体制

ライフラインに関わる事業者（上下水道・電力・ガス・電気通信等）は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、施設整備等防災体制の整備に努める。

第 9 節 交通確保体制

鉄道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

第 10 節 避難行動要支援者支援体制

市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等さまざまな場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第 11 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の推進を図る。

第 12 節 帰宅困難者対策体制

市は府、事業者等と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

帰宅困難者に対する情報提供や徒歩帰宅支援等について、事業者等と連携を図りながら、対策推進に努める。特に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、事業者等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなどの対策を行う。

第 13 節 災害営農体制

市及び防災関係機関は、各種の災害から農作物の被害を未然に防止し、又は最小限に食いとめるため、技術の普及、指導体制の確立等必要な措置を講じる。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市、府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。また、これらの実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるように努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2節 自主防災体制

市及び府は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第3節 ボランティアの活動環境

市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市、府及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構築物等の施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化に当たっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（府都市整備部）を活用する。

第2節 地震災害予防対策

市、府をはじめ防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。

特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する市の施設、消防署、学校、病院等の公共建築物について耐震化を推進する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努める。

第3節 水害予防対策

市、府及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の堤防の決壊（破堤）等により発生する洪水等水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第4節 危険物等災害予防対策

消防組合は、消防法はじめ関係法令の周知徹底、規制を行い、危険物等施設の管理者は、関係法令を遵守する。

第5節 火災予防対策

市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努め、建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

第6節 文化財の災害予防対策

令和元年 7 月に世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群は、巨大な前方後円墳を核として、小規模の円墳、方墳に至るまで、墳形と規模のバラエティー豊かな古墳で構成されており、市内には、同古墳群を構成する古墳のほか、国宝を所蔵する葛井寺、道明寺天満宮、道明寺等の古社寺が散在している。特に埋蔵文化財は、2 件の国指定史跡をはじめ、文化財包蔵地が市域の 65%に達している。

史跡を除く国・府指定の文化財は、道明寺、道明寺天満宮、葛井寺、生涯学習センター

の4箇所に保管されている。このうち、葛井寺の国宝千手観音については、国、府及び市の補助により防災カプセルを設置し、災害への備えを整えている。しかし、その他の指定文化財に対する防災対策は十分であるとはいえない。

市及び府は、これら豊富で市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員計画

市、府をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第2節 自衛隊の災害派遣

市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、府知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするように求めることができる。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

災害に際して、市のみでは対応が十分できないときには、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、人材や資機材等の協力を要請する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。なお、市職員を市外被災地域に派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、大阪管区气象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知に当たっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第2節 警戒活動

市、府をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第3節 発災直後の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第4節 災害広報

市、府をはじめ防災機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報をさまざまなツールを活用し、提供する。

第3章 消火・救助救急・医療救護

第1節 消火・救助救急活動

市、消防機関、府、府警察及び自衛隊等は、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火・救助救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第2節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、避難誘導等必要な措置を講ずる。その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、対象者を明確にする。また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、避難行動要支援者支援マニュアル等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第2節 指定避難所の開設・運営

指定避難所の開設及び運営について次の事項を記載する。

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・指定避難所の開設 | ・避難受入れの対象者 |
| ・指定避難所の管理・運営 | ・二次避難施設（福祉避難所）の開設 |
| ・指定避難所の統廃合・撤収 | ・学校・社会福祉施設等における避難対策 |

第3節 避難行動要支援者への支援

市及び府は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めると

ともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第4節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

避難者の生命、身体保護のため必要な対応（措置）を行うときは、警察署と緊密な連携を図り、市保有の車両等により移送を行うものとし、他の市町村に移送が必要となり、市で対応ができない場合は、知事に応援を要請するものとする。

また、府は、他の都道府県から被災市民の受入れの協議を受けた場合は、被災市民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災市民に対し公共施設等を提供する。そのため、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災市民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において警察署及び道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

また、災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、関係機関の保有する車両、航空機等を動員するとともに、運送関係業者の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

第2節 交通の維持復旧

道路及び鉄道の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずる。

また、市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、建物等に侵入した土砂、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材の輸送が円滑に行なえるよう道路、河川等における障害物を除去する。

第6章 二次災害防止・ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

防災関係機関は、地震活動又は大雨による浸水及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民への啓発に努める。

第2節 ライフラインの確保

第1 上水道

大阪広域水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するものとし、十分な対応が出来ない場合は、公益社団法人日本水道協会、府、近隣市町村、水道関係業者等に応援を要請する。

第2 下水道

市は、府及び関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

第3 電力

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、災害によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、非常災害対策支部等の対策組織を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。

第4 ガス

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

第5 電気通信

災害に際し、次のとおり臨機の措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置
- ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合の臨機な利用制限等の措置
- ・ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報の一般の通話又は電報に優先した取り扱い
- ・ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置、インターネットによる災害用伝言板サービスの提供

第3節 農業関係応急対策

市及び府は、農業に関する被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

第7章 被災者の生活支援

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

第2節 市民等からの問い合わせ

市及び府は、必要に応じ、市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

市内に一定規模以上の災害が発生し被災者が応急的な救助を必要としている場合、府知事は、災害救助法を適用し、人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第4節 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者等全ての被災者に対して物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

第5節 住宅の応急確保

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第6節 応急教育

市及び府は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の被災により通常の教育ができない場合、教育施設の応急復旧及び児童生徒に対する応急教育等を実施する。

第7節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

市及び府は、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第2節 廃棄物の処理

市及び府は、国の災害にかかる廃棄物対策指針（「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」）等を踏まえ、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、発生量等の事前予測等も検討しつつ、被災地域の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、柏羽藤環境事業組合の廃棄物処理計画及び本市の廃棄物処理計画に基づき適正な処理を実施する。

第3節 遺体対策

市及び警察署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第4節 社会秩序の安定

市、府をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第5節 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を、市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

第4編 事故等災害応急対策

第1節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者、市、府及び防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2節 道路災害応急対策

道路管理者、市、府及び防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第3節 危険物等災害応急対策

市、消防機関及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第4節 市街地災害応急対策

市、府、消防機関、警察署及び自衛隊等は、大規模な高層建築物等の市街地災害に対処するため、それぞれの防災に関する計画に基づき、各種対策を実施する。

第5編 災害復旧復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市、府をはじめ防災関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、復旧事業プロセスでの女性の参画を促進するとともに、要配慮者の参画を促進する。

第2節 被災者の生活確保

市及び関係機関等は、災害により被災した市民がその痛手から再起更生するよう金融措置、流通機関の回復、災害応急仮設住宅から恒久・良質な住宅に切り替えを図るとともに、雇用機会の確保に努め、被災者の生活の安定を図る。

第3節 中小企業等の復興支援

市は、被災地の経済復興を担う中小企業、農林業事業者等の自立的復興を促進するために必要な各種財政援助・助成措置等が迅速に行われるよう国・府に要請するとともに、その内容に関する広報を積極的に行う。さらに各種制度の適用についての相談窓口等を設け、個々の事情に即した弾力性のある対応に努める。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第4節 ライフライン等の復旧

ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復旧にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第2章 復興の基本方針

市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことを基本に、将来の人口動向等中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 節 総則

第 1 目的

本市を含む府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産等の安全を確保する。

第 2 基本方針

- ①本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても都市機能は平常どおり確保する。
- ②原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから、警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- ③東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- ④災害予防対策及び応急対策は、本計画に定める「第 2 編 災害予防対策」「第 3 編 自然災害応急対策」で対処する。

第 2 節 東海地震注意情報発表時の措置

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

第 3 節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合において社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進める。

付編２ 南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節 総則

第１ 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２ 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市域に係る地震防災に関し、本市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第１編 総則 第５節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」による。

第２節 関係者との連携協力の確保

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材等（以下「物資等」という。）の確保及び帰宅困難者への対応については、「第２編 災害予防対策 第１章 防災体制の整備」による。

また、市は、人員の配備状況を府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

なお、市長は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

第３節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第１ 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

第２ 防災対応について

市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

- ・日頃からの地震の備えの再確認
- ・情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第4節 地震発生時の応急対策等

市は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、「第3編 自然災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」により応急対策を行う。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」及び「同 第3章 災害予防対策の推進」による。

第6節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

資 料

○災害時用臨時ヘリポート一覧表

番号	ヘリポート名	管 理 者 連 絡 先 住 所	長さ×幅
	所 在 地		
1	大和川河川敷	近畿地方整備局大和川河川事務所 072-971-1381 藤井寺市川北 3 丁目 8-33	400m×80m
	川北 3 丁目地先		
2	石川河川敷公園	大阪府富田林土木事務所 0721-25-1131 富田林市寿町 2 丁目 6-1	487.5m×80m
	道明寺 3 丁目地先		
3	青少年運動広場 A	藤井寺市教育委員会 072-939-1111 藤井寺市岡 1 丁目 1-1	55m×69m
	大井 1 丁目 433-3		
4	青少年運動広場 B	藤井寺市教育委員会 072-939-1111 藤井寺市岡 1 丁目 1-1	50m×61m
	大井 1 丁目 433-2		

○市災害医療センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	総病床数
医療法人ラポール会 青山病院	583-0014	藤井寺市 野中 4-16-25	072-953-1211	072-955-9884	128

○広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表

<広域緊急交通路>

国道 170 号（大阪外環状線）、近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）

<地域緊急交通路>

道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道 170 号（旧）	市内全線
主要府道	大阪中央環状線（旧） 堺大和高田線	市内全線 市内全線
一般府道	大阪羽曳野線 八尾道明寺線 堺羽曳野線 西藤井寺線	市内全線 市内全線 市内全線 市内全線
市 道	大和川左岸線 道明寺柏原線 国府 23 号線 林梅が園線 道明寺 21 号線	全 線 大和川左岸線～国府 23 号線 全 線 国道 170 号～国道 170 号（旧） 全 線

○藤井寺市域における防災拠点一覧表

防災拠点名	災害時の主な活動内容
藤井寺市役所 岡 1-1-1	◇災害対策本部 ○食料・水・生活必需品等の提供 在宅被災者の食料、水、生活必需品等の需要把握及び配布 ○健康の確保 巡回健康相談、救護活動等の保健救護活動の実施等 ○衛生的な環境の提供 地域の清掃、ゴミ出し、トイレ使用等のルール作り等 ○情報の提供・交換・収集 ・災害時要援護者をはじめとする在宅被災者の状況、支援ニーズ等の把握 ・広報刊行物等の配布、掲示板等による情報伝達 ・各種の生活相談等の実施 ・各種の手続き等の受付 ○行方不明者の捜索、救助活動 ○地域の防火、防犯のための見回りの実施等
大阪南消防組合 消防局・柏羽藤消防署 青山 3-613-8	◇消防防災機関 ○消火・救助・救急活動
大阪南消防組合 柏羽藤消防署藤井寺分署 国府 1-1-8	
医療法人ラポール会 青山病院 野中 4-16-25	◇医療機関 ○市災害医療センター
保健センター 小山 9-4-33	◇医療関係機関 ○地域医療関係
福祉会館 (市民総合会館別館 1・2 階) 北岡 1-2-8	◇災害ボランティアセンター ○ボランティアセンター事務局
市民総合会館別館 (中ホール) 北岡 1-2-8	◇災害ボランティアセンター ○ボランティア受入れ
市民総合会館本館 (小ホール・市民ギャラリー) 北岡 1-2-3	◇遺体収容施設 ○遺体の身元確認、一時保存
生涯学習センター 藤井寺 3-1-20	◇災害対策本部代替施設
市民総合会館本館 1 階駐車場 北岡 1-2-3 本庁 別棟バス車庫 岡 1-1-1 本庁 地下駐車場 岡 1-1-1	◇緊急物資の集積場所 ○食料・水・生活必需品等の集積
青少年運動広場 A 大井 1-433-3 青少年運動広場 B 大井 1-433-2	◇自衛隊災害派遣部隊の集結場所
スポーツセンター 林 1-18-4	◇防災関係機関活動拠点

○避難場所等一覧表

(一時避難場所、指定避難所、広域避難場所、二次避難施設(福祉避難所)、緊急避難場所含む)

<一時避難場所一覧(地震)>

番号	施 設 名	所 在 地	面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	藤井寺小学校 運動場	北岡 1-2-29	5,492	5,400
2	藤井寺南小学校 運動場	藤井寺 3-8-1	5,038	5,000
3	藤井寺西小学校 運動場	藤井寺 4-1-57	4,295	4,200
4	藤井寺北小学校 運動場	小山 3-284-1	4,589	4,500
5	道明寺小学校 運動場	沢田 3-6-37	3,248	3,200
6	道明寺東小学校 運動場	国府 2-5-21	5,890	5,800
7	道明寺南小学校 運動場	道明寺 4-9-18	7,167	7,100
8	藤井寺中学校 運動場	御舟町 2-9	10,380	10,300
9	道明寺中学校 運動場	林 6-2-21	9,220	9,200
10	第三中学校 運動場	林 1-2-1	10,218	10,200
11	府立藤井寺支援学校 運動場	川北 2-5-23	2,200	2,200
12	府立藤井寺工科高校 運動場	御舟町 10-1	14,743	14,700
13	府立藤井寺高校 運動場	津堂 3-516	20,702	20,700
14	野中宮山児童公園	野中 2-3	2,850	2,800
15	津堂市民野球場	津堂 3-620-1	11,935	11,900
16	ふじみ緑地	小山藤美町 880-40	8,778	8,700
合 計			126,745	125,900

<指定避難所一覧（風水害、地震）>

番号	施設名 (電話番号)	所在地	収容場所				災害種類	
			場所名	面積 (㎡)	収容人数 (人) (1.65㎡の場合)	収容人数 (人) (3.3㎡の場合)	風水害	地震
1	藤井寺小学校 TEL 939-7105	北岡 1-2-29	体育館	558※ (2,930)	330 (1,760)	160 (880)	○	○
2	藤井寺南小学校 TEL 939-7115	藤井寺 3-8-1	体育館	510 (1,984)	300 (1,180)	150 (590)	○	○
3	藤井寺西小学校 TEL 939-7125	藤井寺 4-1-57	体育館	509 (1,769)	300 (1,060)	150 (530)	○	○
4	藤井寺北小学校 TEL 938-0791	小山 3-284-1	体育館	503 (1,707)	300 (1,020)	150 (510)	×	○
5	道明寺小学校 TEL 939-7135	沢田 3-6-37	体育館	638 (2,223)	386 (1,330)	193 (660)	○	○
6	道明寺東小学校 TEL 939-7145	国府 2-5-21	体育館	455 (1,744)	270 (1,040)	130 (510)	×	○
7	道明寺南小学校 TEL 939-7155	道明寺 4-9-18	体育館	513 (1,597)	310 (960)	150 (480)	×	○
8	藤井寺中学校 TEL 939-7100	御舟町 2-9	体育館	890 (2,641)	530 (1,590)	260 (790)	○	○
9	道明寺中学校 TEL 939-7110	林 6-2-21	体育館	684 (2,251)	410 (1,340)	200 (670)	×	○
10	第三中学校 TEL 938-0040	林 1-2-1	体育館	717 (2,477)	430 (1,480)	210 (730)	×	○
11	府立藤井寺支援学校 TEL 973-1313	川北 2-5-23	体育館	585	350	170	○	○
12	市民総合会館本館 TEL 939-7020	北岡 1-2-3	〔1階〕 小会議室E ふれあいプラザ 〔4階〕 小会議室 A・B・C・D 中会議室 A・B 〔5階〕 多目的室 和室A・B 絵画教室 音楽教室 茶室	901	540	260	○	○
13	市民総合体育館 TEL 939-1141	大井 1-2-20	主競技場 多目的室1・2	1,921	1,160	580	×	○
14	心技館 TEL 939-1141	大井 1-2-20	〔2階〕 会議室 1・2・3・4・5 〔3階〕 剣道場 柔道場	820	490	240	×	○
15	府立藤井寺工科高校※ TEL 955-0281	御舟町 10-1	体育館 〔1階〕 剣道場 柔道場 〔2階〕 体育場	1,175	710	350	—	○
16	府立藤井寺高校※ TEL 939-7750	津堂 3-516	体育館 〔1階〕 剣道場 柔道場 〔2階〕 競技場	1,520	920	460	—	○
合 計				13,180 (28,526)	7,896 (17,090)	3,893 (8,490)		

○利用可 ×利用不可

※ 藤井寺工科高校、藤井寺高校は、大阪府との覚書等により、地震時のみ使用

注（ ）内の数字は普通教室及び一部特別教室を含んだ面積・収容人数

※ 各施設の収容人数は、各部屋ごとの面積を一人当たりの所要面積で割り算出される収容人数の合計

<指定避難所の一人当たりの所要面積>

被害想定で被害が最大である生駒断層帯地震の場合には、一人当たりの所要面積は概ね 1.65 ㎡とし（大阪府が「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」の「避難所必要面積について」で示している数字は一人当たり 1.65 ㎡である）、その他の地震（特に近いうちに高い確率で発生が予想される南海トラフ地震）では被害想定
の数が少ない為、一人当たりの所要面積は概ね 3.3 ㎡とする。

<広域避難場所一覧（地震）>

番号	名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	備考
1	国府遺跡	惣社 2 丁目地内	13, 217	
2	津堂城山古墳	津堂地内	41, 296	史跡城山古墳ガイダンス棟 まほらしろやまを含む
3	野中宮山古墳	野中 2 丁目地内	10, 196	学習畑を含む
4	大井水みらいセンター	西大井 1-407-1	33, 710	ふれあい緑地

<二次避難施設（福祉避難所）一覧>

番号	施設名 (電話番号)	所在地	収容場所		
			場所名	面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	老人福祉センター TEL 939-7010	国府 2-5-38	〔1 階〕 大広間 和室(松) 和室(竹) 和室(梅) 和室(鶴) 和室(亀) 〔2 階〕 中広間 〔別館〕 別館 1 別館 2 別館 3	514	150
2	生涯学習センター TEL 952-7800	藤井寺 3-1-20	〔1 階〕 和室 3 室 〔2 階〕 幼児コーナー 〔3 階〕 視聴覚室 音楽教室○ アトリエ○ 研修室	513	150
3	道明寺こども園	林 3-1-25	〔1 階〕 多目的スペース 〔2 階〕 遊戯室	277	80

※各施設の収容人数は、各部屋ごとの面積を一人当たりの所要面積で割り算出される収容人数の合計

<二次避難施設（福祉避難所）の一人当たりの所要面積>
一人当たりの所要面積を概ね 3.3 ㎡とする。

<指定緊急避難場所一覧（大和川・石川氾濫時）>

番号	施設名	所在地	備考
1	大井水みらいセンター	西大井 1-407-1	ふれあい広場
2	道明寺天満宮	道明寺 1-16-40	
3	道明寺	道明寺 1-14-31	
4	府営住宅 藤井寺川北	川北 3-5-1、6-2、7-3	
5	府営住宅 藤井寺大井	大井 5-26-1、12-2	
6	府営住宅 藤井寺小山藤美	小山藤美町 11-1	

○藤井寺市における緊急物資集積場所

施設名	所在地	備考
市民総合会館 本館 1 階駐車場	北岡 1-2-3	
本庁 別棟バス車庫	岡 1-1-1	
本庁 地下駐車場	岡 1-1-1	

○応急仮設住宅建設予定地一覧表

応急仮設住宅 建設予定地名		所 在 地	備 考
1	藤井寺小学校運動場	北岡 1-2-29	
2	藤井寺南小学校運動場	藤井寺 3-8-1	
3	藤井寺西小学校運動場	藤井寺 4-1-57	
4	藤井寺北小学校運動場	小山 3-284-1	
5	道明寺小学校運動場	沢田 3-6-37	
6	道明寺東小学校運動場	国府 2-5-21	
7	道明寺南小学校運動場	道明寺 4-9-18	
8	藤井寺中学校運動場	御舟町 2-9	
9	道明寺中学校運動場	林 6-2-21	
10	第三中学校運動場	林 1-2-1	
11	スポーツセンター	林 1-18-4	防災関係機関活動拠点
12	津堂市民野球場	津堂 3-620-1	
13	青少年運動広場A	大井 1-433-3	自衛隊災害派遣部隊の集結場所・ 災害時用臨時ヘリポート
14	青少年運動広場B	大井 1-433-2	自衛隊災害派遣部隊の集結場所・ 災害時用臨時ヘリポート
15	ふじみ緑地	小山藤美町 880-40	

○ボランティアセンター

施 設 名	室 名	備 考
福 祉 会 館	市民総合会館別館 1・2階	ボランティアセンター事務局
市民総合会館別館	中ホール	ボランティア受入れ

○遺体安置所一覧表

施 設 名	室 名	面 積
市民総合会館本館	小ホール	194.80 m ²
	市民ギャラリー	235.55 m ²